

実習時間項目	時間	小項目	詳細内容
園芸療法関連実習	250時間	実習の一般的手続き	施設や対象者への学習、施設との打ち合わせ、実習関連書類の作成
		実施の準備	スーパーバイザーとの打ち合わせ、対象者の理解（アセスメント） プログラムの計画と試行、材料資材購入、当日資料作成
		管理	園芸療法の場所の整備、植物管理
		学習	園芸療法実習の事前学習
		記録	日誌など上記の記録
		見学・ボランティア	園芸療法実施のための見学、一日体験ボランティア
対象者との園芸療法	250時間	当日の準備	
		プログラムの実施	
		片付け	
		ふりかえり： スーパーバイザーからの指導	園芸療法実施への評価、注意など
		ふりかえり： 反省会(フィードバック)	当日の振り返りと次回の課題
		当日の詳細記録	評価、反省、次回への反映 等
実習報告会や報告書	(100時間)	発表および報告書作成	園芸療法関連実習および対象者との実施を取りまとめて実習報告会もしくは報告書を作成するに要する時間は園芸療法関連実習250時間の一部代替とする

実習時間（500時間以上）は上記のような区分となり、対象者との園芸療法実習は250時間以上でなければならない。

園芸療法関連実習は日本園芸療法学会認定 園芸療法士が指導できる。ただし対象者との実施は

日本園芸療法学会認定 上級園芸療法士でなければならない